

1960・70年代フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」 —家族計画運動との関係に焦点をあてて—

河合 務*

Pronatalist Movement and “Education on Demographic Problem” in 1960s’ – 1970s’ France

KAWAI Tsutomu*

キーワード：出産奨励運動, 「人口問題教育」, 家族計画運動, 責任, 家族

Key Words : pronatalist movement, “education on demographic problem”, family planning movement, , responsibility, family

1. 課題設定

1960 - 70年代のフランスは、1920年に制定された「墮胎教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律」¹（成立日が同年7月31日であったことから、以下、「1920年7月31日法」と呼称する。）が、避妊情報流布を公認する通称「ニュヴィルト法」²（1967年）、妊娠中絶を合法化する通称「ヴェイユ法」³（1975年）が制定され、第一次世界大戦後にとりわけ高揚した人口に関する危機意識を背景とする出産奨励運動をめぐる状況が大きく転換する時期である⁴。避妊情報流布の公認や妊娠中絶の合法化は、家族計画運動の成果によるところが大きく、また、性教育にも道を開く。本稿の課題は、この時期のフランス出産奨励運動の性格を、運動の中軸を担った「フランス人口増加連合」⁵の「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」への反応、勢いを増す家族計画運動に対する「フランス人口増加連合」の対応、さらに、「フランス人口増加連合」が両大戦間期から推進してきた「人口問題教育」⁶と性教育との関係、を明らかにすることである。

この時期の出産奨励運動と家族計画運動に関する先行研究としては、J.ドンズロの研究がある⁷。ドンズロは、両運動が対抗関係にありながら家族生活の発展を目標とする「家族主義 (familialisme)」という共通の方向性を打ち出していた点を指摘している⁸。この点は非常に示唆に富む指摘であるが、ドンズロのこの指摘は両運動を展開した団体の具体的な活動内容を精査したうえで行われたものであるとは言いがたく⁹、両運動に内包されていた理念や価値観などに関する差異や、「人口問題教育」と性教育との関係等に関する考察が等閑視されている。本稿は、両大戦間期以来「フランス人口増加連合」が推進してきた「人口問題教育」に関する筆者自身の研究蓄積¹⁰を基盤としつつ、筆者もこれまで着手してこなかった1960・70年代の家族計画運動の検討を行うことによって、とりわけその中軸を担った「フランス家族計画運動 (Mouvement français pour le planning familial)」¹¹と「フランス人口増加連合」の関係に注目することによって先行研究では十分に検討されてこなかった論点に考察を加えるものである。

* 鳥取大学地域学部地域教育学科

章構成としては、次章（第II章）で、「フランス家族計画運動」の結成（1956年）当時における運動方針とその後の活動に関して概観する（第1節）。次に、「ニュヴィルト法」成立前後の時期における「フランス人口増加連合」の論調に関して同団体の機関誌を中心に考察する（第2節）。第III章では、1960年代に「フランス人口増加連合」から刊行された「人口問題教育」に関する教師用手引書の内容を検討する。第IV章では、「ヴェイユ法」成立前後の「フランス人口増加連合」の論調について機関誌をもとに検討していく。第V章では、「フランス人口増加連合」の思惟傾向として「国家への責任」を重視するという点について考察する。そして、第VI章では「人口問題教育」と性教育との異同について考察する。各章の考察においては出産奨励運動と家族計画運動が共有し合った点とともに妥協しなかった点にも注目し考察していくこととする。

なお、戦後フランスの出生率をめぐる状況について補足しておきたい。19世紀末に3.0を下回る水準となったフランスの合計特殊出生率は、第二次世界大戦時の1941年に2.0を下回るが、1942年以降上昇に転じ1950年には2.9にまで回復するが、1960年には2.699、1970年には2.470、1980年には1.986と下降を続けている¹²。こうした状況を背景として出産奨励運動の側が、出生率上昇を強く訴える条件は整っていたといえる。

II. 「ニュヴィルト法」成立前後の論調

1. 「フランス家族計画運動」の成立

「フランス家族計画運動」は、1956年に婦人科医ラグルーア・ウェイユ・アレ（Lagroua Weill-Hallé, 1916-1994）によって設立された。当初は「幸福な出産（La maternité heureuse）」という団体名であったが1960年に「フランス家族計画運動」と改称している。

同団体の機関誌第1号に掲載されたウェイユ・アレ執筆による記事「わが結社の存在意義」¹³には、同団体の結成の目的や運動方針が示されている。ウェイユ・アレは、同団体結成の目的が、①家族生活で果たすべき責任と社会生活への参加のジレンマに悩む女性を救うこと、②「闇の墮胎」とその原因となる望まない妊娠を減少させることにあることを挙げている。そして、その目的の実現ためには避妊に関する教育が必要であり、夫婦を対象にそうした教育を行う「センター」開設の構想が論じられ、さらに、その障壁となっている「1920年7月31日法」の関係条項を改定することが必要であることを論じている¹⁴。「1920年7月31日法」の関係条項とは、公的な場や集会において、また広告等によって妊娠を防ぐ方法を流布することを禁止する条項であり¹⁵、この条項を改定しない限り上記の「センター」における避妊に関する教育は非合法活動とされかねない状態にあることをウェイユ・アレは問題視したのである。

ウェイユ・アレは、「1920年7月31日法」が第一次世界大戦後の人口への危機意識から制定された出産奨励主義的な立法であったことを指摘し、「人口の高齢化」などフランスの国家規模での人口問題の重要性については一応の理解を示しつつも、優先すべき問題ではないという姿勢を打ち出している¹⁶。ウェイユ・アレは国家規模の人口問題ではなく個人に、また、特に女性に焦点化し、その抱えるジレンマを解消する方策として「1920年7月31日法」の改定に取り組もうとしたのである。産児制限運動を展開したネオ・マルサス主義¹⁷との系譜関係は1956年の設立の時点では多少なりとも意識されてはいるが¹⁸、1960年代には明確に否定されている¹⁹。多子に起因する貧困を解消することで労働者階級の生活改善に資するというネオ・マルサス主義運動とは、とりわけ女性の抱えるジレンマの解決に焦点をあてるという点において差異がある²⁰。

「フランス家族計画運動」は1952年に結成された「国際家族計画連盟」の加盟団体となり、会員

数を1964年1月には32,000人、1967年3月の時点では100,000人に伸ばすなど、運動の地歩を固めていく²¹。また、「ニュヴィルト法」の成立前の1967年3月の時点で、避妊に関する教育を行う「センター」を約200箇所開設している²²。同団体の機関誌には「センター」の住所・連絡先が公表されていることから、この「センター」の開設数が全くの虚偽であるようにも思われぬ。むしろ、「1920年7月31日法」改定や避妊に関する教育の必要性を訴える「フランス家族計画運動」の活動は、同団体への賛同者の多さを背景としつつ黙認され、1960年代の前半には既成事実化されていたのではないかと考えられる。1967年における「ニュヴィルト法」の成立は、そうした社会の潮流に法制の側を合致させようとした結果である²³。

2. 「フランス人口増加連合」の「ニュヴィルト法」への反応

1967年12月28日に成立する「ニュヴィルト法」が、両院において本格的に議事日程に上るのは同年7月1日である²⁴。この日、国民議会においてリュシアン・ニュヴィルト (Lucien Neuwirth, 1924-) による法案趣旨説明が行われ²⁵、以後、同年末にかけて同法案の審議が両院において行われる。

この議会報告に先立ち、「フランス人口増加連合」の機関誌1967年3月・4月合併号に掲載された記事「家族政策と産児調節」(M.フェルジーヌ執筆)²⁶では、「ニュヴィルト法」の正式名称「産児調節および公衆衛生法典L.648条・L.649条の廃止に関する1967年12月28日n°67-1176法」に採用されることとなる「産児調節 (régulation des naissances)」という用語の意味の吟味が行われている。

表 1 「フランス人口増加連合」機関誌1967年3月・4月合併号における「産児調節」関連語彙

用語	語義
「産児制限 (limitation des naissances)」	過剰人口がある国において、人口爆発を止める必要性から産児数の減少を行う手段。
「出産コントロール (contrôle des naissances)」	私生活領域にまで不当に介入し管理(コントロール)を行うこと。必ずしも産児数の減少を行わせるとは限らない。私生活の自律性 (autonomie) や親密性 (intimité) を崩壊させる危険性がある考え方。
「出生防止 (prévention des naissances)」	交通事故防止 (prévention routière) との類比で多く用いられ、出産リスクを交通事故と同等のものに見なす考え方。
「出産の計画化 (planification des naissances)」	経済・産業・生産の計画化との類比で多く用いられ、夫婦が何人の子どもをもつべきかを公権力が決めることができるかのように用いられる傾向がある。
「産児調節 (régulation des naissances)」	夫婦が何人の子どもをもつのかに関して、夫婦の自由・選択権を認める。ただし、家族の大きさという問題は経済的・社会的な問題でもあり、そのこととの関連性において生殖の責任が夫婦に負わされるという考え方。

出典：Bulletin de l'alliance nationale pour l'accroissement de la population française (1967年3月・4月合併号) pp.205-206. (Felgines, M. "Politique familiale et régulation des naissances")

この記事の執筆者フェルジューヌは「産児調節」に類する語彙として、「産児制限」、「出産コントロール」、「出生防止」、「出産の計画化」が新聞等で使用されると述べ、これらの語に解説を加えている（表1）。

フェルジューヌは、「産児調節」に類する語として使用されている4つの用語（「産児制限」、「出産コントロール」、「出生防止」、「出産の計画化」）のいずれにも批判的立場をとっている。「産児制限」は、人口爆発に直面する、いわゆる「発展途上国」において使用される語であり、フランスとは状況が異なるという。また、出産リスクを交通事故と同等のものに見なすことは不適切であるという理由から「出生防止」が批判される。そして、夫婦がもつ子ども数に介入すること、私生活領域への介入を不当なものとする立場から「出産コントロール」と「出産の計画化」が批判されている。

フェルジューヌは、夫婦が何人の子をもつのかという点に関して、夫婦の自由・選択権を認める立場をとり、「産児調節」という用語が最もそれを表現しているとしている。フェルジューヌのこの言明には、暗に避妊を認める点において、しかも夫婦の自由・選択権を認める点において、明言はされていないものの「フランス家族計画運動」の目指す理念への一定の歩み寄りが含意されていると考えられる。「ニュヴィルト法」成立直後に「フランス人口増加連合」機関誌（1968年1月・2月合併号）には「産児調節」に関する特集記事が組まれており、その中に「フランス家族計画運動」の会員であったA.ベルジュの記事「家族計画からニュヴィルト法へ」が掲載されたことは、「フランス人口増加連合」が「フランス家族計画運動」の動向に一定の歩み寄りと妥協をしていたことを示すものであると考えられる²⁷。

しかし、「産児調節」が承認される場合にも、フランスの人口の状況を考慮することが不可欠であるというのがフェルジューヌの立場である²⁸。そして、「夫婦が何人の子をもつのか」という「家族の大きさ（la dimension familiale）」の問題は、過剰人口をもたないフランスにおいては、国家規模での経済的・社会的問題でもあることをフェルジューヌは強調する。子ども数に関する夫婦の自由・選択権の問題と国家規模での経済的・社会的問題とを接続し、しかも、労働力・兵力不足の補完という観点から出生数の増加を望むという思惟様式は19世紀末の「フランス人口増加連合」設立時から一貫して継続する特徴である²⁹。

この時期の「フランス人口増加連合」の中心的論客であったフェルジューヌは、機関誌1967年12月号に「マルサス主義者と出産奨励主義者」という論稿を発表し、「マルサス主義者と出産奨励主義者は融合できるようにならなければならない」³⁰と述べる。フランスの出生率が18世紀半ば以降、長期的に低下を続けていることが知られ、その原因が自発的な産児制限にあることは、多くの論者が指摘してきたことであった³¹。「1920年7月31日法」は、第一次世界大戦による人口喪失を背景として避妊情報流布を抑制し、ネオ・マルサス主義の抑制を図ったものであり、ネオ・マルサス主義は非合法の「地下活動」とされる一方で、出産奨励主義は公益性を国家的に承認された活動となっていた。こうした状況を踏まえるならば、今回、フェルジューヌがネオ・マルサス主義との「融合」を論じたことは、第一に、フランスにおいて産児制限が広く行なわれてきたということ、第二に、「産児調節」が政府公認のものとなる機運が国政レベルで高まっているということ、この二つに対応するための現実的な方略だったと考えられる。

フェルジューヌは、出産奨励的思想がこれまでのフランスの家族政策に濃厚に反映されてきたことに触れ、今後は、出産奨励主義的思想かマルサス主義的思想かという二者択一ではなく、家族成員の自由意志を尊重した家族政策が打ち出されることの必要性を訴えている。引用しよう。

真の問題は、人口増大か経済成長か、どちらか一方を選択することではなく、むしろ、両者の最適なバランスの実現に向うことである。

信頼でき、完全で、客観的な情報が与えられることで、各人が、現実に関する明晰で、本来的で、正確な見解をもつことができると仮定してみましょう。

ご存知のように、産児調節は、偶然ではなく自由意志 (volontés libres) の好ましい結果であるこのバランス要因のひとつである。しかし、あらゆる出産奨励主義的思想やマルサス主義的思想という背景を取り除かれ、しかも家族の自由な決断と家族の完全な開花のための物質的条件をもたらす、正義の感覚に基づいた公正かつ開かれた家族政策というものが重要なのである³²。

このようにフェルジューヌは、「家族の自由な決断」に基礎を置く家族政策によって、また「家族の完全な開花」をもたらす物質的条件を家族政策に求める。もちろん、その場合にも人口増大という目的が完全に放棄されたわけではない。こうしたフェルジューヌの問題関心、つまり、「産児調節」が人口増大とも連接可能な概念であることをフェルジューヌは先に検討した論稿「家族政策と産児調節」の場合と同様に主張したのである。

Ⅲ. 1960年代の「人口問題教育」手引書

「フランス人口増加連合」は両大戦間期、ヴィシー体制期、第四共和政期、いずれの次期にも「人口問題教育」に関する教師用手引書を作成・配布し、この教育を実践することを教師に意識づけようとしてきた。両大戦間期の『フランスが生き続けるために』³³ (1927年)、ヴィシー体制期の『フランス家族の復興における教師の役割』³⁴ (1941年)、第四共和政期の『学校における人口動態論』³⁵ (1948年) 等であり、いずれも政府公認のものである。「人口問題教育」は「統計的側面においても、また、道徳的・家族的問題との関係においても、あらゆる教育段階の全ての公私立学校の全教員と全生徒にとって義務的なものである」³⁶という「家族法典」第142条 (1956年からは「家族および社会扶助法典」第38条) の文言だけではその内容がつかみづらく、また、これが出生率上昇という論点に結びつけられるとも限らない。「フランス人口増加連合」が「人口問題教育」の普及キャンペーンを繰り返し行う背景には、そうした事情がある。フランスの出生率、ヨーロッパ各国との人口比率、その歴史的変化、等の統計数値を示すことで危機意識を喚起し、出生率上昇や多子家族の重要性といった論点に結びつけていくという手法が教師用手引書にはみられる。授業内容例や資料収集への具体的助言もみられる。

1960年に「フランス人口増加連合」から初版が刊行された『フランス人口動態に関する基礎的手引』³⁷は翌61年に第2版、1965年には第3版が出されている。「フランス人口増加連合」の機関誌では同書の広告が度々出され、「ニュヴィルト法」制定前の1966年、さらには70年代に入っても1975年までは同書の広告が出されている³⁸。1965年以降は新しい版が出ていないのだから、統計データの新鮮さという点では難があると言わざるをえないだろうが、管見の限り、この時期に「フランス人口増加連合」が刊行していた唯一の教師用手引書であり、「人口問題教育」の目標や授業実践の際に参照が期待される書物として繰り返し広告が出されたと考えることができる。初版には当時の国民教育大臣ルイ・ジョクス (Louis Joxe) による序文が付されている。

同書の冒頭では、「人口問題教育」において理解されるべき事柄として、①フランスと諸外国との人口比較、②性別、年齢等の構成、③国土上における都市・田舎の地理的分布、④結婚・離婚、出生率、死亡率、移民などの状況、が挙げられ、また、理解を促進するための方法として、a) 時

期ごとの人口数、統計数値の提示、b) 外国や国内都市ごとの統計数値の比較、c) 統計数値による将来予測を行うこと、が提示されている³⁹。

それを踏まえて同書の後続部分を読むと、次のような事柄が強調されていることが分かる。第一に、フランス人口の高齢化である。その原因としての低出生率が問題視され、また、それを生徒に印象づける方法として「人口ピラミッド」という統計技法が紹介される⁴⁰。

第二に、諸外国（とりわけイギリスやドイツ）と比較した場合のフランスの人口増加の鈍さである。グラフによって人口変動が視覚的に示されている⁴¹。

第三に、移民の問題である。1946年におけるフランスの総人口約40,500,000人のうち、移民が約5,500,000万人いること⁴²、また、移民が「不完全な混合」を起しているという論述がみられる⁴³。低出生率は人口密度を低くし、フランス国土が空疎（vide）な状態となり、これは外国人の「侵入（invasion）」⁴⁴を招くというのである。H.ル・ブラは、フランスでは20世紀初頭から「侵入」論がみられたことを指摘している⁴⁵。ル・ブラが考察の対象としたのは人口動態に関する様々な論者の理論書であるが、そうした「侵入」論は1960年代の「人口問題教育」の教師用手引書にまで影響を及ぼしている⁴⁶。

『フランス人口動態に関する基礎的手引』に「フランス人口増加連合」のP.シュネイターが付した「はじめに」においては同書の目的が「人口問題に関する感覚」を教師と生徒に呼び起こすことであると同時に、自らの置かれた状況や場において人口問題の解決していく意欲を喚起すること、と述べられている⁴⁷。この点と、同書において強調されているフランス人口の高齢化、フランスの人口増加の鈍さ、外国人の「侵入」（＝移民）という問題を合わせて考えてみるならば、こうした人口問題を引き起こす原因である低出生率を解消するため出生率上昇への意欲喚起、つまりは多くの子どもを出産することの意欲の喚起が「人口問題教育」では重要視されているということになる。

これは同書の「序文」における国民教育大臣ジョクスの次のような言葉にも共通している。

「この教育〔「人口問題教育」——河合註〕の目的は、若者に知識を与えることであるが、同時に若者に各自の責任（ses responsabilités）を理解させることである。」⁴⁸

低出生率に喘ぐフランスに多くの子どもを与えること。つまり、出産によってフランス国家への責任を果たすことの重要性を理解させようというのが「人口問題教育」の主眼に置かれているのである。

IV. 「ヴェイユ法」成立前後の論調

「ニュヴィルト法」は、「墮胎教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律」（通称「1920年7月31日法」）の墮胎に関する条項の修正をもたらさなかったため、1960年代末から「フランス家族計画運動」を含む諸種の団体が妊娠中絶の合法化の要求を行った⁴⁹。「1920年7月31日法」の改定が行われないままに「墮胎の権利」論を主張したり、墮胎に関するパンフレットを作成したりすることは「墮胎教唆」とみなされる可能性もある。しかし、1960・70年代は墮胎をめぐる議論をタブー視する風潮が弱まり、墮胎をめぐる多くの言説が社会に流布した時期である⁵⁰。「フランス家族計画運動」機関誌においても墮胎の問題に関する記事が掲載されている⁵¹。

1974年、ジスカール・デスタン大統領により厚生大臣に任命されたシモーヌ・ヴェイユ（Simone Veil）は、妊娠中絶に関する法案の準備にとりかかり、同年11月政府法案が提出された。ヴェイユは、

11月26日の議会報告において年間約300,000人の女性が非合法で「闇の墮胎」を受けている現状に終止符を打つ必要性を論じている⁵²。

1974年11月28日に「ヴェイユ法」が成立し（翌1975年1月17日官報掲載）、一定の条件下において刑法墮胎罪（第317条）問われないこととされた。「ヴェイユ法」においては、妊娠後10週以内に、医師によって、医療施設内において行われた妊娠中絶（*interruption volontaire de la grossesse*）は墮胎罪には問われないこととされたのである⁵³。

「フランス人口増加連合」の機関誌においては「ヴェイユ法」の制定に向けた動きが活発となってきた1970年代初頭から、「ヴェイユ法」制定を経て、当初5年の時限立法として成立した同法が恒久法となることが決まった70年代末まで、一貫して墮胎（*avortement*）の問題として記事が掲載されている。表2は、主な記事を示したものである。

表2 「フランス人口増加連合」機関誌における「墮胎」関係記事（「ヴェイユ法」制定前後の時期）

	タイトル	著者	掲載号
①	問題とされる墮胎	無署名	1972年8月-12月合併号
②	真の問題、誤った問題	Felgines M.	1973年1月・2月合併号
③	墮胎について：法をよく理解すること	無署名	〃
④	墮胎に関する立場	無署名	1973年3月・4月合併号
⑤	墮胎の人口動態的側面	無署名	1974年1月・2月合併号
⑥	誘発される墮胎の重大さ	無署名	〃
⑦	現下の問題に関する省察	Felgines M.	1974年3月・4月合併号
⑧	墮胎	無署名	1975年1月・2月合併号
⑨	現在の問題	Felgines M.	1975年3月・4月合併号
⑩	墮胎について：自由化と解放	Felgines M.	1977年1月・2月合併号
⑪	1976年における妊娠中絶	無署名	1979年5-7月合併号
⑫	墮胎をめぐる議論：間違った自由化から真の解放へ	Felgines M.	〃

出典：Bulletin de l'alliance nationale pour l'accroissement de la population française（1972年8月-12月合併号～1979年5月-7月合併号）

表2に示した②⑦⑨⑩⑫の記事を執筆したマルセル・フェルジーヌ（Marcel Felgines, 生没年不詳）は、1967年の「ニュヴィルト法」の制定前後の時期から「フランス人口増加連合」の中心的な論客となっている。機関誌1973年1月・2月合併号に掲載された記事②「真の問題、誤った問題」においてフェルジーヌは、墮胎も「産児調節」の一手段であるとしたうえで、「産児調節」の予防機能を強化する意味で「健全な性教育（*saine éducation sexuelle*）」⁵⁴の重要性を述べている。「健全な性教育」の中身の吟味がこの記事の骨子である。フェルジーヌは「産児調節」に関する夫婦の自由（*la liberté*）を認めながらも、それが快楽（*plaisir*）の追求へと結びつくことを批判する。快楽の追求は動物的なセクシュアリティであり、人間のセクシュアリティは生殖に関する夫婦の責任が重視される、という。

また、フェルジーヌは「健全な性教育」に必要とされる事柄として「人口動態上の計画（*le plan démographique*）」という観点を挙げている。つまり、フランスという国家の出生率の不十分さや

人口バランスという観点と個人の自由・選択権が矛盾するものではないという見解をフェルジューヌは展開している。

機関誌 1974年3月・4月合併号に掲載された記事⑦「現下の問題に関する省察」でフェルジューヌは、上記のような論点を「統御された多産性 (la fécondité maîtrisée)」⁵⁵ という論点として再論している。人間のセクシュアリティにおいては、動物の場合のような本能 (l'instinct) による決定の要素を減少させながらも、出生率の不十分さを補うような多産性が要求される。フェルジューヌは「多産性の統御 (la maîtrise de la fécondité) は経済のコロラリーである。」⁵⁶ とし、主に十分な労働力を確保する必要性という観点を打ち出している。

「ヴェイユ法」成立直後に発表された記事⑨「現在の問題」においてフェルジューヌは、同法によって妊娠中絶が一定の条件下で合法化されたことと相まって「女性の解放」が論じられる風潮を批判している。フェルジューヌは「女性の解放」を個人主義 (individualisme) と重ねて把握したうえで⁵⁷、むしろ「家族の習俗 (les moeurs familiales)」⁵⁸ を重視する観点から妊娠中絶の多発を危惧し、その予防の必要性を論じている。また、フェルジューヌは子ども3人以上の多子家族 (familles nombreuses) の重要性にも言及している⁵⁹。

機関誌 1977年1月・2月合併号に掲載された記事⑩「墮胎について：自由化と解放」では、「女性の解放」を称賛する風潮を批判する立場から、生殖に関する夫婦の責任 (responsabilité) が述べられ、さらには、母性 (la maternité) の重要性が論じられている⁶⁰。

「ヴェイユ法」施行から5年目を迎え、5年の時限立法であった同法の恒久法化が議事日程にのぼっていた時期に発表された記事⑫でフェルジューヌは、記事②⑦⑨⑩の議論を総括しつつ、国家の人口動態の将来像を考慮すること、つまり、人口動態上の要求 (les exigences démographiques) に配慮した家族政策の重要性を論じている⁶¹。

V. 国家への責任か、家族への責任か

「フランス人口増加連合」は第三共和政期 (1870～1940年) 当時から墮胎を好ましくないものとして批判してきた⁶²。その理由は、墮胎が人口増加を妨げるものであると同時に「家族の習俗」を墮落させるものであるからというものであった。そして、1970年代の「ヴェイユ法」制定前後の時期に「フランス人口増加連合」のフェルジューヌは、「ヴェイユ法」が合法化する妊娠中絶を墮胎 (avortement) と同様に「家族の習俗」の観点から好ましくないものとして否定的な議論を展開した。また、「女性の解放」を個人主義と重ねて把握し、それを批判する立場も第三共和政期 (1930年代) からみられる⁶³。

「1920年7月31日法」を改定する「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」の成立に際して「フランス人口増加連合」がとったスタンスの特徴は、避妊という論点を含む性教育を是認しつつ、しかも「人口動態上の計画」という観点と合致する「健全な性教育」という視点を打ち出す点である。これは、フランス国家の出生率の不十分さや労働力の確保といった観点と個人の自由・選択権とを合致させるということである。この意味では、フェルジューヌの言う夫婦の「責任 (responsabilité)」という語は、第三共和政期とくに1930年代に「フランス人口増加連合」機関誌で論じられた「義務 (devoir)」という語と本質的な違いはない⁶⁴。

このような「責任」という語の使用は、1960年代の「人口問題教育」に関する教師用引書『フランス人口動態に関する基礎的引』の序文で国民教育大臣ジョクスが述べた文章「この教育の目的は、若者に知識を与えることであるが、同時に若者に各自の責任 (ses responsabilités) を理解

させることである。」⁶⁵における「責任」の用語法とも類似している。つまり、人口問題に関する「国家への責任」が強調されているのである。

これに対し、「フランス家族計画運動」が強調しているのは「家族への責任」である。ウェイユ・アレは同団体結成の目的として、家族生活で果たすべき責任と社会生活への参加のジレンマに悩む女性を救うことを挙げていたことが想起されるべきである⁶⁶。出産奨励運動と家族計画運動には理念や価値観のうえでこのような差異があったと考えることができる。

VI. 「人口問題教育」と性教育

「人口問題教育」と性教育の関係であるが、教師用手引書『フランス人口動態に関する基礎的手引』には、避妊・性愛・性器に関する記述は皆無である。「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」成立に際して、「フランス人口増加連合」が避妊という論点を含む性教育を是認するようになり、機関誌上でそうしたことが論点にのぼることがあったが⁶⁷、「人口問題教育」ではフランスの人口動態に関する統計数値の提示というアプローチが基本とされ、セクシュアリティに関しては沈黙したままである。

「フランス人口増加連合」機関誌においては、フェルジースを中心に「健全な性教育」論が展開される。「フランス人口増加連合」は、「生命の伝達」(=生殖)に直接的に結びつかないセクシュアリティの増殖を1920年代から批判してきたのであり⁶⁸、〈家族の習俗〉の墮落という論点と絡めて性教育を捉えようとする思惟傾向が1960・70年代にも濃厚であったことを指摘できる。「ニュヴィルト法」「ヴェイユ法」の成立という事態と家族計画運動に一定の妥協をせざるを得ないのであれば、少なくとも夫婦による快楽の追求は排除しなければならないという課題意識が「健全な性教育」論には濃厚に表れていると考えられる。

避妊という論点を含む性教育には、「ニュヴィルト法」制定時においても「習俗の弛緩」に関する懸念が多く親から表明されていたとされる⁶⁹。そのため、自然科学の授業における生命誕生に関する説明をモデルとして、鳥や魚の再生産と人間の再生産を同列に扱うような説明方法が望ましいとされ⁷⁰、経口避妊薬(ピル)による避妊が快楽の追求を助長するという立場からの批判が行なわれることにもなる。P. ショシャル『ピルと家族計画に反対する』⁷¹(1967年)は、そうした立場の代表的著作のひとつであるが、「産児調節」という主題を特集した「フランス人口増加連合」機関誌1968年1月・2月合併号においてもショシャルによる論説が掲載され、道徳性という観点から避妊を問題視する議論を展開している⁷²。ショシャルは「フランス人口増加連合」の会員ではなくパリ・カトリック研究所教授としてこうした論説を発表していたのだが、「フランス人口増加連合」の「健全な性教育」論とも親和性を有する議論であったため機関誌に掲載されたと考えられる。また、快楽の追求という問題は性教育のアポリアとして残されていくこととなる⁷³。

このように、「人口問題教育」と性教育は出自と系譜を異にしており、1960・70年代において「フランス人口増加連合」は性教育を許容したとはいえ、性教育の普及に積極的な姿勢は示していない。「産児調節」に関する夫婦の自由を認めながらも、それを統御し多産性へと方向づけることができるかが「フランス人口増加連合」の主要な関心事であり続けたわけである。

VII. 結語

以上、考察してきたように、1956年に結成された「フランス家族計画運動」を中心に推進された家族計画運動がコンセンサスを獲得し、「ニュヴィルト法」と「ヴェイユ法」によって避妊情報流布の公認や妊娠中絶の合法化が行われた。「フランス人口増加連合」は「産児制限」「出産コント

ロール」「出生防止」「出産の計画化」という類語を批判しつつ「産児調節」という用語を検討し、「産児調節」が夫婦の自由意志を尊重しつつも人口増大と連接可能な概念であることを強調した。

「人口問題教育」は、フランスの国家規模での低出生率を問題化し、それを生徒に知らせることによって多産性が「国家への責任」として重要である点を強調する性質を有している。この点では、「家族への責任」を優先的に考慮する「フランス家族計画運動」との間に差異があり、出産奨励運動と家族計画運動がともに「家族主義 (familialisme)」という共通の方向性を打ち出していたとするドンズロの研究は、この点を軽視しているように思われる。国家という集団に定位しつつ、家族という下位集団の形成に働きかけるのが「人口問題教育」のアプローチである。

また、「フランス人口増加連合」は「人口問題教育」を推進する一方で1960・70年代の時期に性教育の重要性を認めるに至ったのだが、「生命の伝達」(=生殖)に直接的に結びつかないセクシュアリティの増殖を批判する観点から夫婦間における快楽の追求を問題視し「健全な性教育」論を機関誌上で展開した。「家族の習俗」の墮落を喰い止めようとする「フランス人口増加連合」の姿勢は1920年代から1960・70年代まで一貫している。このような意味で、マクロな国家規模の人口への視線と、性のあり方まで含めた家族生活へのミクロな視線を接合させようとする姿勢が出産奨励運動には濃厚にみられたと考えることができる。

註

¹ “Loi reprimant la provocation à l’avortement et à la propagande anticonceptionnelle”, 原文は *Journal Officiel de la République Française* (1920年8月1日) p.10934.

² “Loi n°67-1176 du 28 décembre 1967 relative à la régulation des naissances et abrogeant les articles L.648 et L.649 du code de la santé publique”, 原文は *Journal Officiel de la République Française* (1967年12月29日) pp.12861-12862.

³ “Loi n°75-17 du 17 janvier 1975 relative à l’interruption volontaire de la grossesse”, 原文は *Journal Officiel de la République Française*, 1975, pp.739-741.

⁴ 1920年の「墮胎教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律」を改定する動向、とりわけ1967年の「ニュヴィルト法」制定の中心人物であるリュシアン・ニュヴィルト (Lucien Neuwirth, 1924-) による議会報告や「ニュヴィルト法」制定による出産奨励運動をめぐる状況変化に関して筆者は次の論稿において考察を行っている。拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察——「ニュヴィルト法」(1967年)の成立を手がかりとして——」『地域学論集 (鳥取大学地域学部紀要)』第6巻第3号, 2010年3月, 271-281頁。本稿は上記の拙稿の続編としての性格を有するが、①「ニュヴィルト法」成立への「フランス人口増加連合」の反応の考察を行う点、②1960年代だけでなく1970年代まで検討時期を広げる点、において前稿とは異なるアプローチを行うものである。

⁵ 1896年に設立された運動団体であり、正式な団体名を「フランス人口増加のための国民連合 (Alliance nationale pour l’accroissement de la population française)」という。1937年に団体名を「人口減退阻止国民連合 (Alliance nationale contre la dépopulation)」と改称しているが、本稿では同一の団体であることを明示することを重視して「フランス人口増加連合」と記す。なお、同団体は現在の日本でいえばNPO法人に相当する「公益承認非営利組合」として1913年に認可を受け、「人口と未来国民連合」と改称しつつ現在も活動を続けている。

⁶ 「人口問題教育」は、第三共和政(1870-1940)末期1939年に制定された「家族法典」の第142条に規定され、1956年に制定された「家族および社会扶助法典」第38条を経て現行の「教育法典」L.312-14条に「人口問題教育は、統計的側面においても、また、道徳的・家族的問題との関係においても義務的なものであり、初等・中等段階の教育課程に含まれる。」と規定されている。原文は、Durand-Prinborgne, C. et Legrand, A. (éd.) *Code de l’éducation*, édition 2006, Litec, p.128.

- ⁷ Donzelot, J., *La police des familles*. Les éditions de minuit, 1977, 特に pp.171-180 (宇波彰訳『家族に介入する社会』新曜社, 1991年, 223-235頁)。
- ⁸ *Ibid.*, pp.171-172. (邦訳 223-224頁。) なお, ドンズロは「家族主義」に関して詳細な定義や考察を行っているわけではなく, 家族生活の発展を目標とする思想・運動と極めて大雑把に捉えている点に問題がある。「家族主義」に関しては, H. ル・ブラが「家族主義とは家族という制度を支える」とし, また「出産奨励主義は国家による家族主義である」という, 本稿にとって重要な指摘をしている。しかし, ル・ブラは「家族主義」と家族計画運動との関係性の考察を行っていない。Le Bras H., *Marianne et les lapins*, Olivier Orban, 1991, pp.171-175.
- ⁹ ドンズロ自身が同書に付した原註における「フランス人口増加連合」や「フランス家族計画運動」(本稿註11を参照)の一次史料への言及が極めて少ないことを指摘しなければならない。また, 「フランス人口増加連合」の設立年を1902年とするようなミスもある(正しくは1896年)。*Ibid.*, p.159. (邦訳 208頁。)
- ¹⁰ 拙稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育——「フランス人口増加連合」を中心として——」『教育学研究』(日本教育学会), 第75巻第3号, 2008年14-26頁, 同「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動——「人口問題教育」の成立と関わって——」『日本教育政策学会年報』第16号, 2009年140-154頁, 同「ヴィシー体制期フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」——植民地帝国とフランス家族——」『教育目標・評価学会紀要』第19号, 2009年67-77頁, 同「フランス第四共和政期の出産奨励運動と「人口問題教育」——家族形成をめぐる目標論と授業内容例の検討——」『教育目標・評価学会紀要』第20号(近刊)。
- ¹¹ 「フランス家族計画運動」は1956年にラグルー・ウェイユ・アレ(Lagroua Weill-Hallé)によって設立された団体であり, 「1920年7月31日法」の改定を目指した運動を展開した。「フランスの人口・家族政策」日本人口学会編『人口大事典』培風館, 2002年834-840頁(岡田實執筆箇所), 参照。なお, 本稿では同団体を中心となって推進した運動を指して家族計画運動と表記し, その目指すところを家族計画と表記する。
- ¹² 小島宏「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編『先進諸国の人口問題』東京大学出版会, 1996年160頁, 別府志海・石川晃「主要国における合計特殊出生率および関連指標:1950～2006年」『人口問題研究』Vol.64-3, 2008年124頁。
- ¹³ “Raisons d’être de notre association”, *La maternité heureuse*, No.1 pp.3-11.
- ¹⁴ *Ibid.*, pp.6-11.
- ¹⁵ 「1920年7月31日法」第3条および第4条。この条項の抜粋が同機関誌22頁に掲載されている。また, 前掲拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察」272頁, 参照。
- ¹⁶ “Raisons d’être de notre association”, pp.8-10.
- ¹⁷ 「ネオ・マルサス主義」とは, R. マルサスが人口抑制の方法として「道徳的抑制」(家族を扶養できるようになるまで結婚を延期し, その間の性的交渉を慎み, 結婚後は人為的産児制限を否定するというもの)を批判し, 結婚後の産児制限によって多子に起因する貧困を解消し, もって労働者階級の生活改善を目指す思想・運動を指す。1896年にはフランスのネオ・マルサス主義団体「人間改造同盟」が結成されたが, 「1920年7月31日法」によって非合法活動とされた。
- ¹⁸ *La maternité heureuse*, No.1 p.2.
- ¹⁹ *Planning familial* (*La maternité heureuse* の後継誌), No.1 (1964年) p.6.
- ²⁰ Cf. Picq, F., “Le contrôle des naissances : du néo-malthusianisme au féminisme” Bard, Ch. (Dir.), *Le planning familial*, Presses Universitaires de Rennes, 2006, pp.27-31.
- ²¹ *Ibid.*, No.1, p.3, No.13, 裏表紙。会員数はいずれも「公称」である。
- ²² *Ibid.*, No.13, 裏表紙。
- ²³ 1967年7月1日下院におけるリュシアン・ニュヴィルトの議会報告では, 産児調節の実態に法制を合致させようとするのが述べられている。前掲拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察」278頁。
- ²⁴ *Journal officiel de la république française*, 1967, p.12861.
- ²⁵ 前掲拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察」273-279頁, 参照。

- ²⁶ Felgines, M. "Politique familiale et régulation des naissances" *Bulletin de l'alliance nationale pour l'accroissement de la population française* (1967年3月・4月合併号) pp.205-206. なお、以下、同誌からの引用は *Bulletin*. と略記し出版年月と頁数を示す。
- ²⁷ *Bulletin*. (1968年1月・2月合併号) pp.269-270.
- ²⁸ *Bulletin*. (1967年3月・4月合併号) p.206.
- ²⁹ 前掲拙稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」282頁。
- ³⁰ *Bulletin*. (1967年12月号) 246頁。ここでの「マルサス主義者」は産児制限実践の振興・助長を行う者というゆるやかな意味で「ネオ・マルサス主義者」と同義と考えて差し支えない。
- ³¹ 南亮三郎『人口思想史』千倉書房、1963年230頁。
- ³² *Bulletin*. (1967年12月号) 246頁。
- ³³ Haury, P., *Pour que la France vive*, Éditions de l'alliance nationale, 1927, 224p.
- ³⁴ *L'instituteur et son rôle dans la restauration de la famille française*, L'office de publicité générale, 1941, 44p.
- ³⁵ Maucó, G. et Grandazzi, M., *La démographie à l'école : Manuel à l'usage des maîtres*, Alliance nationale contre la dépopulation, 1948, 129p.
- ³⁶ Duvergier, J. B., *Collection complète des lois, décret, Ordonnance, Règlements et avis du Conseil 'État*, année 1939, pp.894-895.
- ³⁷ *Manuel élémentaire de démographie française*, Alliance nationale., 1960, 122p. 本稿では初版を用いる。
- ³⁸ *Bulletin*. (1966年3月・4月合併号) p.105, (1975年1月・2月合併号) p.805.
- ³⁹ *Manuel élémentaire de démographie française*, pp.5-6.
- ⁴⁰ *Ibid.* pp.11-12, pp.38-39, p.78.
- ⁴¹ *Ibid.* pp.26-28.
- ⁴² *Ibid.* p.67.
- ⁴³ *Ibid.* p.115.
- ⁴⁴ *Ibid.* p.114.
- ⁴⁵ Le Bras H., *Le sol et le sang : les theories de l'invasion*, Éditions de l'aube, 1994.
- ⁴⁶ 1960・70年代フランスの世論調査では、移民がフランス人の嫌がる仕事に就いて「役立っている」と考えている一方で、失業と戦う最良の手段は何かという問いには「移民の制限」という回答が最も多くなるという傾向が浮き彫りとなっている。つまり、移民を受け入れるが、その滞在は一時的であってほしいというのがこの時期のフランス人の本音であると指摘することができる。渡辺和行『エトランジェのフランス史』山川出版社、2007年169-170頁。
- ⁴⁷ *Manuel élémentaire de démographie française*, p. VI .
- ⁴⁸ *Ibid.*, p. IV .
- ⁴⁹ たとえば1971年4月5日の『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール』誌に、著名な343人の女性が妊娠中絶の経験をもつことを告白し、妊娠中絶の合法化を求めた。また1973年には330人の医師たちが署名入りで妊娠中絶の自由化を求める宣言を発表した。なお、ヴェイユ法には、その施行に慎重を期すため、5年間の試行期間が設けられたが、1979年12月31日付けで、同法の法的地位が確定した。日本人口学会『人口大事典』培風館、2002年838頁(岡田實執筆箇所)。
- ⁵⁰ Le Naour J. Y., et Valenti C., *Histoire de l'avortement*, Seuil, 2003, pp.201-282. 「フランス人口増加連合」機関誌(1973年3月・4月合併号)では、この時期の墮胎をめぐる言説のタイプ分けが行われている。本稿はこれらの言説タイプを逐一検討することを目指すものではないが、あくまで参考として紹介しておく。1)「胎児は人間か?」、2)「生命はいつ始まるのか?」、3)「胎児は意識をもっているか?」、4)「両親に認知された場合でなければ胎児は真の人間存在ではないのか?」、5)「女性とその身体の自由処理」、6)「墮胎、生命、そして母体の健康」、7)「社会的理由のための墮胎」、8)「墮胎と異常児 (les enfants anormaux)」、9)「墮胎と産児調節」、10)「墮胎と人口動態論 (démographie)」。 *Bulletin*. (1973年3月・4月合併号) pp.674-679.
- ⁵¹ *Planning familial*, No.22 (1973年) pp.17-19, etc.

- ⁵² *Journal Officiel de la République Française*,1974,p.6996. 1970年当時、墮胎罪の適用は300人程度であったといわれる。建石真公子「フランスにおける人工妊娠中絶の憲法学的一考察」『東京都立大学法学会誌』Vol.32(1),1997年219-269頁,特に225頁。また、「闇の墮胎」の問題は、「ニュヴィルト法」制定時ニュヴィルトの議会報告においても触れられ、「墮胎ではなく避妊を」というメッセージが発せられた。前掲拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察」274-275頁。
- ⁵³ 建石,同上論文,特に232頁。「ヴェイユ法」の正式名“Loi n°75-17 du 17 janvier 1975 relative à l’interruption volontaire de la grossesse”に用いられている“l’interruption volontaire de la grossesse”(略してIVG)は「妊娠の意図的な中断」を意味し、本稿では慣例にしたがって「妊娠中絶」という訳語をあてる。
- ⁵⁴ *Bulletin*. (1973年1月・2月合併号) p.657.
- ⁵⁵ *Bulletin*. (1974年3月・4月合併号) p.754.
- ⁵⁶ *Bulletin*. (1974年3月・4月合併号) p.755.
- ⁵⁷ *Bulletin*. (1975年1月・2月合併号) p.825.
- ⁵⁸ *Ibid.*,pp.828.
- ⁵⁹ *Ibid.*,pp.827-828.
- ⁶⁰ *Bulletin*. (1977年1月・2月合併号) p.970.
- ⁶¹ *Bulletin*. (1979年5-7月合併号) p.1152.
- ⁶² 前掲拙稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」280-281頁。
- ⁶³ 前掲拙稿「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動」146-148頁。
- ⁶⁴ 同上論文146-147頁。
- ⁶⁵ *Manuel élémentaire de démographie française*,p. IV .
- ⁶⁶ “Raisons d’être de notre association”,*La maternité heureuse*,No.1p.6.
- ⁶⁷ Cf.*Bulletin*. (1968年1月-2月合併号)
- ⁶⁸ 拙稿「〈家族の習俗〉とアソシアシオンの道徳論——フランス第三共和政期の「生活改善協会」を中心として——」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』第6巻第2号,105-116頁。「生活改善協会」はこの時期「フランス人口増加連合」と協力関係にあった団体である。
- ⁶⁹ 前掲拙稿「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察」276頁。
- ⁷⁰ 同上。
- ⁷¹ Chauchard,P.,*Contre la pilule et le planning familial*,Berger-Levrault,1967.
- ⁷² *Bulletin*. (1968年1月・2月合併号) pp.282-284.
- ⁷³ Brenot,Ph.*L’éducation sexuelle*,Presses universitaires de France,1996,pp.106-107. なお,2世紀から20世紀に至るまでキリスト教義において性的な快楽(=肉欲)の追求は姦淫に等しいものとして厳しく断罪された。前掲拙稿「〈家族の習俗〉とアソシアシオンの道徳論」115頁。

<付記>本稿は平成19～22年度科学研究費補助金(若手研究B,課題番号19730355「フランスの少子化問題と出産奨励運動に関する歴史研究」)による研究成果の一部である。

(2010年10月6日受付,2010年10月15日受理)